

平成29年度 福井県産休・育休等代替職員募集のお知らせ

受付期間	平成30年1月 9日（火）から1月22日（月）まで<必着>
選考日	平成30年1月25日（木）

平成30年1月9日
福井県こども療育センター
〒910-0846 福井市四ツ井2丁目8-1
電話 0776-53-6570

平成30年3月以降、福井県こども療育センターに勤務する産休・育休等代替職員を募集します。

(主な職務内容)

当センター内の福祉型児童発達支援センター「つばさ」における障害児（未就学児）の保育、その他これらに係る業務に従事します。

> 今回募集する産休・育休等代替職員は、産前産後休暇および育児休業等により代替職員が必要の場合に、任期付きで採用するもので、勤務期間は概ね5か月ごとに任期を更新し、最長で1年1か月程度になります。
> ただし、勤務実績等により更新できない場合があります。

1 採用職

職種	勤務場所	勤務期間	募集人数
保育士	福井県こども療育センター (福井市四ツ井2丁目8-1)	平成30年3月から 平成31年3月まで	1名

2 応募資格

下記の(1)(2)(3)のいずれにも該当する者

- (1) 保育士の資格取得者
- (2) 地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない者
- (3) 普通自動車運転免許を有する者

3 選考考査

選考試験

試験内容 口述試験（受験者の職務遂行能力等について、個別面接を行います。）
試験日程 平成30年1月25日（木）午前9時から（午前8時50分までに集合してください。）。なお、応募者多数の場合には、試験日程を変更することがあります。（試験日程を変更した場合には、事前に連絡します。）

試験会場 福井県こども療育センター 1階 相談室

- ・ 受験票は発行しません。
- ・ 試験当日は、指定の時刻までに試験会場へお越しください。

4 合否通知

平成30年1月31日（水）までに選考試験の合否を通知するとともに、合格者に対しては、その後の手続き等についてご案内します。

なお、採用後に、採用理由が消滅した場合（産休・育休等代替職員が必要とされなくなった場合）には退職していただくこととなります。

5 採用時期

平成30年3月

6 勤務条件および勤務時間

勤務日 月曜日から金曜日

勤務時間 午前8時30分から午後5時15分

給料 165,200円(月額)

※平成29年4月1日現在。短期大学(修学年数2年)卒の保育士で福祉職給料表適用の場合。

※職歴等のある方については、一定の基準で算出された額が加算される場合があります。

諸手当 通勤手当、期末・勤勉手当等を任用期間に応じて支給します。

7 申込手続

別紙の「産休・育休等代替職員申込書」に必要事項を記入の上、保育士免許証(写し)を添付し、福井県子ども療育センター総務課まで持参または郵送(書留)してください。申込書等を郵送する場合は、封筒の表に「産休・育休等代替職員申込み」と朱書きしてください。

8 受付期間

平成30年1月9日(火)から平成30年1月22日(月)まで<必着>

午前8時30分から午後5時15分まで(土、日、祝日は除く。)

(郵送の場合は、必ず書留郵便により行うものとし、1月22日(月)までに到着したものに限り受け付けます。)

〒910-0846 福井市四ツ井2丁目8-1
福井県子ども療育センター 総務課
TEL 0776-53-6570

9 試験結果の開示について

この採用試験の結果については、福井県個人情報保護条例の規定に基づき、書面で開示(本開示)を請求することができるほか、次の手続きにより口頭で開示(簡易開示)を請求することもできます。

(1) 開示の内容等

口頭で開示を請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所
当該採用試験に合格しなかった者本人	総合得点および総合順位	合否通知の到達日から1か月	福井市四ツ井2丁目8-1 福井県子ども療育センター 総務課

(2) 口頭による開示請求の手続き

開示請求に当たっては、以下のいずれかの書類を持参の上、午前8時30分から午後5時15分までの間に、請求者本人(代理人は不可)が直接福井県子ども療育センター総務課へお越しくください。ただし、土、日および祝日は受け付けしていません。

①運転免許証 ③各種健康保険の被保険者証
②日本国旅券(パスポート) ④各種年金手帳等

※ 環境への配慮から来所に関しては、できる限り公共交通機関のご利用をお願いします。また、車を利用するに当たってはアイドリングストップなどエコ運転にご協力ください。